

<input type="checkbox"/>	_____

Aが、A所有の甲動産を占有するBに対し、所有権に基づく甲動産の引渡請求訴訟を提起したところ、Bは、Aの夫Cから質権の設定を受けその質権を即時取得した旨の反論をした。この場合に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

- 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定されるから、Bは、質権の即時取得の成立を基礎付ける事実を主張・立証する必要はない。
- Bは、Cとの間で質権設定の合意をし、その合意に基づいてCから甲動産の引渡しを受けたことを主張・立証する必要がある。
- Bは、質権の被担保債権の発生原因事実を主張・立証する必要はなく、Aが、質権の被担保債権の消滅原因事実を主張・立証する必要がある。
- Bは、Cに甲動産の所有権がないことについてBが善意であることを主張・立証する必要はないが、Bに過失がないことを主張・立証する必要がある。

## 1. ×

192 条は、「取引行為によって、平穏に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する」と規定する。

もっとも、186 条 1 項は、「占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穏に、かつ、公然と占有をするものと推定する」と規定する。また、188 条は、「占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する」と規定するところ、判例（最判昭 41. 6. 9）は、「右法条にいう『過失なきとき』とは、物の譲渡人である占有者が権利者たる外観を有しているため、その譲受人が譲渡人にこの外観に対応する権利があるものと誤信し、かつこのように信ずるについて過失のないことを意味するものであるが、およそ占有者が占有物の上に行使する権利はこれを適法に有するものと推定される以上（民法 188 条）、譲受人たる占有取得者が右のように信ずるについては過失のないものと推定され、占有取得者自身において過失のないことを立証することを要しないものと解すべきである」としている。

したがって、B は、「平穏」、「公然」、「善意」及び「過失がない」ことは主張・立証する必要はないが、「取引行為によって、……占有を始めた」ことは主張・立証する必要があるから、質権の即時取得の成立を基礎付ける事実を主張・立証する必要がないわけではない。

⇒ 2022 総合講義・114 頁

## 2. ○

肢 1 の解説のとおり、B は、「取引行為によって、……占有を始めた」とを主張・立証する必要がある。また、344 条は、「質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる」と規定する。したがって、B は、C との間で質権設定の合意をし、その合意に基づいて C から甲動産の引渡しを受けたことを主張・立証する必要がある。

⇒ 2022 総合講義・114 頁

3. ×

肢 2 解説のとおり、B は、C との間で質権設定の合意をし、その合意に基づいて C から甲動産の引渡しを受けたことを主張・立証する必要がある。ここで、342 条は、「質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する」と規定しており、この質権設定の合意の主張・立証にあたっては、B が質権の被担保債権の発生原因事実を主張・立証する必要がある（担保物権の付從性）。

4. ×

肢 1 の解説のとおり、B は、C に甲動産の所有権がないことについて B が善意であること及び B に過失がないことを主張・立証する必要はない。

⇒ 2022 総合講義・113 頁